

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(神奈川県担当部会)
平成 28 年 6 月 10 日 答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	4件
厚生年金保険関係	4件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	2件
厚生年金保険関係	2件

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川)(受)第1500629号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川)(厚)第1600030号

第1 結論

- 1 請求者のA社における平成21年7月15日の標準賞与額を17万7,000円に訂正することが必要である。

平成21年7月15日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成21年7月15日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求者のA社における平成21年7月15日の標準賞与額を上記1の訂正後の17万7,000円から19万9,000円に訂正することが必要である。

なお、平成21年7月15日の訂正後の標準賞与額(上記1の訂正後の標準賞与額17万7,000円を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和33年生
住所 :

- 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成21年7月

A社から、請求期間において賞与が支給されていたが、厚生年金保険の標準賞与額の記録が無い。A社での賞与が支給された事実を確認できる明細書を提出するので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。また、保険給付に反映しなくても事実即した記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

- 1 請求者が所持する「一時金明細書 2009年7月分」(以下「一時金明細書」という。)及びA社から提出された請求者に係る「平成21年分給与所得に対する所得税源泉徴収簿」(以下「源泉徴収簿」という。)により、請求者は、請求期間において賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、請求期間の賞与支給日については、源泉徴収簿から、平成21年7月15日とすることが妥当である。

また、請求期間の標準賞与額については、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、一時金明細書で確認できる厚生年金保険料控除額から、17万7,000円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成21年7月15日の賞与について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（平成22年1月以降は年金事務所）に対して提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かは不明と回答しているが、年金事務所が保管する健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届総括表によると、事業主は、平成21年7月の賞与について不支給であった旨を届け出ていることが確認できることから、社会保険事務所は、請求者の同年7月15日の賞与に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 一時金明細書及び源泉徴収簿によると、請求者は、請求期間に事業主により標準賞与額19万9,000円に相当する賞与の支払を受けていたことが確認できることから、請求者のA社における平成21年7月15日の標準賞与額を上記1の一時金明細書で確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準賞与額17万7,000円から19万9,000円に訂正することが必要である。

なお、訂正後の標準賞与額19万9,000円（上記1の訂正後の標準賞与額17万7,000円を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川)(受)第1500617号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川)(厚)第1600033号

第1 結論

請求者のA社における平成17年10月31日及び平成18年3月31日の標準賞与額をそれぞれ150万円に訂正することが必要である。

平成17年10月31日及び平成18年3月31日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成17年10月31日及び平成18年3月31日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和18年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成17年10月31日
② 平成18年3月31日

A社において、請求期間①及び②に賞与の支払を受けたが、厚生年金保険の記録では標準賞与額の記録が無い。

調査の上、請求期間①及び②の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る支払明細書(賞与)、賞与台帳及び振込依頼書から、請求者は、請求期間①及び②において、いずれも標準賞与額150万円に相当する賞与の支払を受け、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、A社が提出した有価証券報告書によると、請求者は、請求期間①及び②において、同社の執行役員であったことが確認できるが、同社は、「請求者は、社会保険関係の事務に関与はしていなかった。」と回答しており、厚生年金特例法第1条第1項ただし書の規定には該当しないものと認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成17年10月31日及び平成18年3月31日について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所(当時)に対し提出しておらず、厚生年金保険料

についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、請求者の平成 17 年 10 月 31 日及び平成 18 年 3 月 31 日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川)(受)第1500618号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川)(厚)第1600034号

第1 結論

請求者のA社における平成18年3月31日の標準賞与額を150万円に訂正することが必要である。

平成18年3月31日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成18年3月31日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和25年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成18年3月31日

A社において、平成18年3月31日に賞与の支払を受けたが、厚生年金保険の記録では標準賞与額の記録が無い。

調査の上、請求期間の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る支払明細書(賞与)、賞与台帳及び振込依頼書から、請求者は、請求期間において、標準賞与額150万円に相当する賞与の支払を受け、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、A社が提出した有価証券報告書によると、請求者は、請求期間において、同社の執行役員であったことが確認できるが、同社は、「請求者は、社会保険関係の事務に関与はしていなかった。」と回答しており、厚生年金特例法第1条第1項ただし書の規定には該当しないものと認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成18年3月31日について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所(当時)に対し提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、請求者の同年3月31日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納

付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川)(受)第1500628号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川)(厚)第1600035号

第1 結論

請求者のA社における平成16年6月1日から平成17年1月1日までの期間及び同年2月1日から平成19年9月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。なお、標準報酬月額については、別表1の第3欄のとおりとする。

平成16年6月から同年12月までの期間及び平成17年2月から平成19年8月までの期間の訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成16年6月から同年12月までの期間及び平成17年2月から平成19年8月までの期間の訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和49年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成16年6月1日から平成19年9月1日まで
② 平成17年7月
③ 平成17年12月20日
④ 平成18年12月20日
⑤ 平成19年7月20日

厚生年金保険の記録によると、私がA社に勤務していた請求期間①の標準報酬月額が、実際の給与額に比べて低く記録されている。

また、A社に勤務していた期間のうち、請求期間②から⑤までにおいて賞与の支払を受けたが、厚生年金保険の標準賞与額の記録が無い。

調査の上、請求期間①から⑤までの記録を訂正し、保険給付の対象となる記録にしてほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間①のうち、別表2の第1欄に掲げる月に係る期間(平成16年6月1日から平成17

年1月1日までの期間及び同年2月1日から平成19年9月1日までの期間)については、請求者が所持する給料支払明細書又は給与支払明細書により、同表の第2欄、第3欄及び第4欄に掲げるとおり、報酬月額に見合う標準報酬月額及び厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、いずれもオンライン記録により確認できる標準報酬月額を超えていることが確認できる。

厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間①のうち、平成16年6月1日から平成17年1月1日までの期間及び同年2月1日から平成19年9月1日までの期間に係る標準報酬月額については、別表1の第1欄に掲げる月ごとに、それぞれ同表の第2欄に掲げる額から同表の第3欄に掲げる額に訂正することが妥当である。

一方、請求期間①のうち、平成17年1月1日から同年2月1日までの期間について、請求者が所持する給料支払明細書において確認できる厚生年金保険料控除額(2万2,440円)に見合う標準報酬月額(30万円)は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額(28万円)よりも高額であるものの、給料支払明細書に記載された報酬月額(27万4,500円)に見合う標準報酬月額(28万円)は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額(28万円)と同額であることから、訂正は認められない。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成16年6月1日から平成17年1月1日までの期間及び同年2月1日から平成19年9月1日までの期間について、請求者の厚生年金保険被保険者の報酬月額に係る届出を社会保険事務所(当時)に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の報酬月額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから行ったとは認められない。

2 請求期間②から⑤までについて、請求者が所持する給料支払明細書(賞与)又は賞与支払明細書によると、請求者は、当該期間に支払を受けた賞与から厚生年金保険料を控除されていないことが確認できる。

このほか、請求者の請求期間②から⑤までにおける厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間②から⑤までに係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

別表 1

第 1 欄	第 2 欄	第 3 欄
請求期間に係る月	訂正前の標準報酬月額	訂正後の標準報酬月額
平成 16 年 6 月及び同年 7 月	28 万円	41 万円
平成 16 年 8 月		38 万円
平成 16 年 9 月		36 万円
平成 16 年 10 月から同年 12 月まで		30 万円
平成 17 年 2 月から同年 8 月まで		30 万円
平成 17 年 9 月から平成 19 年 5 月まで		32 万円
平成 19 年 6 月から同年 8 月まで	26 万円	32 万円

別表 2

第1欄	第2欄	第3欄	第4欄
請求期間に係る月	報酬月額に見合う標準報酬月額	控除額に見合う標準報酬月額	オンライン記録の標準報酬月額
平成16年6月	41万円	41万円	28万円
平成16年7月	44万円	41万円	
平成16年8月	38万円	41万円	
平成16年9月	36万円	41万円	
平成16年10月	41万円	30万円	
平成16年11月	44万円	30万円	
平成16年12月	38万円	30万円	
平成17年2月	47万円	30万円	
平成17年3月	44万円	30万円	
平成17年4月から同年7月まで	41万円	30万円	
平成17年8月	44万円	30万円	
平成17年9月	44万円	32万円	
平成17年10月	41万円	32万円	
平成17年11月から平成18年2月まで	44万円	32万円	
平成18年3月	47万円	32万円	
平成18年4月	44万円	32万円	
平成18年5月	47万円	32万円	
平成18年6月	41万円	32万円	
平成18年7月から同年11月まで	44万円	32万円	
平成18年12月	41万円	32万円	
平成19年1月	50万円	32万円	
平成19年2月から同年5月まで	44万円	32万円	26万円
平成19年6月及び同年7月	47万円	32万円	
平成19年8月	44万円	32万円	

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川)(受)第1500632号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川)(厚)第1600031号

第1 結論

請求期間について、請求者のA事業所における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和22年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成15年12月
② 平成16年12月
③ 平成17年6月
④ 平成17年12月

A事業所に勤務していた期間のうち、請求期間①から④までにおいて賞与の支払を受けたが、厚生年金保険の記録では、標準賞与額の記録が無い。

請求期間①から④までの賞与については、現在は残っていないが、賞与明細書をもらっており、現金を手渡しで支給されていたので、調査の上、当該期間の標準賞与額の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

当時の事業主は、「当時の資料は保管していない。」と回答しており、請求者の、請求期間①から④までにおける賞与支給額及び厚生年金保険料控除額について確認することができない。

また、請求者は、請求期間①から④までにおける賞与支給額及び厚生年金保険料控除額を確認できる賞与明細書等の資料を所持していない。

さらに、複数の同僚に照会したものの、請求者の請求期間①から④までにおける賞与支給額及び厚生年金保険料控除額について具体的な陳述を得ることができない。

このほか、請求者の請求期間①から④までにおける厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川県)(受)第1500578号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川県)(厚)第1600032号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険の標準報酬月額の見直しを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和44年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成21年10月1日から平成27年10月1日まで

私は、ねんきん定期便で厚生年金保険の加入状況を確認したところ、請求期間のA社における標準報酬月額が給料明細書の支給額に比べて低く記録されていることが分かった。

請求期間の一部の給料明細書を提出するので、調査の上、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

1 請求者は、請求期間に係る標準報酬月額が、A社の給料明細書における給与支給額と比べて低く記録されていると主張している。

しかしながら、A社の事業主は、「平成21年当時から、当社の従業員を関連会社にも所属させ、2社から給与を支給することとし、このことについては、従業員にも説明していた。給料明細書は、2社分を合算して作成したものである。」と回答している上、平成23年分から平成26年分までのA社と同社の関連会社の源泉徴収票が別々に作成されていること、及び平成24年6月から平成27年9月までのA社と関連会社の賃金台帳が別々に作成されていることが確認できることから、請求者の請求期間における給与は、A社及び関連会社において、別々に管理されていたことがうかがわれる。

また、年金事務所は、A社及び関連会社に対する事業所調査の結果等を踏まえ、請求者のA社に係る標準報酬月額については、同社の賃金台帳に基づき算出することが妥当であると判断している。

以上のことから、請求者が所持する給料明細書における給与支給額の全額を、A社からの給与と認めることはできない。

2 請求者は、請求期間の年金記録の見直しを請求しているが、見直しの根拠となる法律の適用につ

いては、請求期間のうち、訂正請求日において保険料徴収権が時効により消滅している期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）を、その他の期間については、厚生年金保険法を適用することとなることを踏まえて、各期間に適用される法律に基づき記録訂正が認められるか否かを判断することとなる。

したがって、請求期間のうち、平成21年10月1日から平成25年10月1日までの期間に係る標準報酬月額については、本件訂正請求日において保険料徴収権が時効により消滅していることから厚生年金特例法を、請求期間のうち、同年10月1日から平成27年10月1日までの期間に係る標準報酬月額については、本件訂正請求日において保険料徴収権が時効により消滅していないことから厚生年金保険法を適用し、判断することとなる。

- 3 請求期間のうち、平成21年10月1日から平成25年10月1日までの期間については、上記のとおり厚生年金特例法が適用される場所、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、平成21年10月1日から平成25年10月1日までの期間のうち、平成21年10月1日から平成22年1月1日までの期間については、請求者が所持する給料明細書により事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額（平成21年10月及び同年11月は2万3,556円、同年12月は2万2,494円）に見合う標準報酬月額（平成21年10月及び同年11月は30万円、同年12月は28万円）は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額（15万円）よりも高額であるものの、A社が保管する賃金台帳により確認できるいわゆる本来の報酬月額（標準報酬月額の決定又は改定の基礎となる期間の報酬額に基づく報酬月額）に見合う当該期間の標準報酬月額（15万円）は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額と一致しているため、記録の訂正は認められない。

また、平成21年10月1日から平成25年10月1日までの期間のうち、平成22年1月1日から平成25年10月1日までの期間については、給料明細書及び賃金台帳により事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額と一致することから、記録の訂正は認められない。

- 4 請求期間のうち、平成25年10月1日から平成27年10月1日までの期間については、上記のとおり厚生年金保険法が適用される場所、A社が保管する賃金台帳により確認できる当該期間の本来の報酬月額に見合う標準報酬月額（16万円）は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額と一致していることから、記録の訂正は認められない。